

経 済 民 生 常 任 委 員 会 記 録

令和7年2月27日（木）午前9時50分～午前11時40分（第3委員会室）

○出席委員（9名）

委 員 長	根本 雅昭
副委員長	二階堂利枝
委 員	七島 奈緒
委 員	佐原 真紀
委 員	白川 敏明
委 員	後藤 善次
委 員	村山 国子
委 員	羽田 房男
委 員	真田 広志

○欠席委員（なし）

○市長等部局出席者（なし）

○案 件

所管事務調査「持続可能な農業の振興に関する調査」

1 参考人招致

ふくしま未来農業協同組合 代表理事専務 佐久間 英明 氏

2 意見開陳

3 当局説明について

午前9時50分 開 議

（根本雅昭委員長）では、おはようございます。ただいまから経済民生常任委員会を開会いたします。
議題は、お手元に配付のとおりです。

初めに、参考人招致を議題といたします。

本日は、参考人としてふくしま未来農業協同組合代表理事専務の佐久間英明様にご出席いただき、
お話を伺いいたします。

参考人招致に関して注意事項をまず申し上げます。1点目ですが、参考人はあらかじめ依頼した事項、事前質問について意見を準備して出席いたします。そのため、事前質問以外の事項について意見を求めた場合、私、委員長は委員の皆さんの発言を制止することができますので、あらかじめご了承ください。ただし、参考人の了承を得られるならば意見を求めることができます。

2点目ですが、参考人招致は証人と異なり、百条調査のような強制力がなく、委員から依頼して出席を求めているものでございます。よって、参考人に対し礼節を尽くし、追及するような質問はしないでください。

最後に、3点目ですが、本日のスケジュールは参考人招致実施要領及び次第のとおりでございます。説明が30分、質疑応答が30分となっております。また、終了後に意見開陳を行いたいと思います。

それでは、参考人をご案内してまいりますので、暫時休憩いたします。

午前9時51分 休 憩

午前9時56分 再 開

（根本雅昭委員長） それでは、委員会を再開いたします。

本日は、持続可能な農業の振興に関するお話をお伺いし、調査の参考とさせていただくため、ふくしま未来農業協同組合代表理事専務の佐久間英明様にご出席いただいております。

この際、参考人に一言ご挨拶申し上げます。本日は大変お忙しい中、私ども経済民生常任委員会の調査のためにご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私どもでは、所管事務調査として、おととしから持続可能な農業に関する調査ということで調査を進めてまいりました。その中で食料・農業・農村基本法の改正がございまして、私どもの農業・農村振興条例も改正すべきではないかというところで、現在調査を延長し継続しているところでございます。そのような中、皆様方に、参考人の方に本日ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。経済民生常任委員会を代表して心から御礼申し上げます。本日はどうぞ忌憚のないご意見いただきますようお願い申し上げまして、御礼のご挨拶といたします。ありがとうございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、議事の順序等についてまず申し上げます。初めに参考人からご意見をお述べいただきまして、その後私ども委員の質疑にお答えいただきますようお願い申し上げます。

それでは、まず参考人から発言をお願いいたします。着席のままでお話しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

（佐久間英明参考人） では、改めまして、おはようございます。ふくしま未来の営農経済を担当しております佐久間でございます。本日はよろしくお願いいたします。

私は、福島市内で果樹を中心に若干やっている者でございまして、3年前から営農経済担当ということで専務を仰せつかっている者でございます。今回の皆様に対して、まず説明として、当初にふく

しま未来についての若干の概要を説明させていただいた後に、現在の我々の取組なんかをご紹介させていただいて、そこから皆様からいろいろとご質問なりご意見を頂戴したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、お手元に私のほうから書類、参考資料届いているかと思いますので、まず事例報告といたしまして、3ページ目から4ページ目のところで、ふくしま未来ということについての概要をお知らせしたいと思います。ちょうど平成28年の3月1日に旧4JAが合併いたしましたので、ここにありますように管轄12市町村を含む、正組合員4万6,000人、准組合員含めて9万2,000人という東北でも大変有数の規模というJAになっておりまして、それぞれの4地区の中で特徴ある生産物があり、福島、伊達が果物中心、それから安達、相馬が米を中心として、そこに畜産ですとか、いろんなものが入っているというふうにお考えいただければいいかなと思います。

合併以来、300億円の販売品の販売高ということを目標にしておりまして、令和6年度、ついに目標の300億円を超えまして、2月末が農協の年度末なのですけれども、大体330億円ぐらいまでいくのではないかという見込みで今進んでいるところでございます。

次、6ページを見ていただきまして、農業関連施設といたしまして、果樹共選所、福島、伊達合わせて13施設、それから野菜の共選所、この中にはキュウリの機械共選も含まれていての8施設ございます。それから、あんぼ柿は伊達のほうが中心なのですけれども、1か所ございまして、花卉共選施設は福島の西インターの近くにあります福島南支店の敷地内でございます。それから、ライスセンターはちょっと福島ではあまりなじみがなくて、飯野町と山木屋にあるだけでございまして、ほとんどほかの3地区のほうで展開している事業でございます。それから、育苗センターは各地区にそれぞれ10施設ございます。

大体規格を統一して、まず機械共選ということが一つの強みでありまして、特にキュウリに関しては機械共選のおかげで利用者も大分増えてきて、キュウリだけで52億円ということで、福島県の去年のキュウリの産出額が100億円ほどですから、半分を当JAで担っています。今回福島の東部地区に新たに機械共選機を入れることになりましたので、さらに、あとは保原に1基増設をしたということで、52億円が60億円ぐらいになってくれるのではないかと見込んでおります。特に若い方が雨よけ施設を使って栽培している方が多いので、栽培者としてはほとんど横ばいなのですが、生産量が地場から雨よけにしますと大体4倍から5倍の生産量になるということで、そういったことで生産量が増えているということ、また機械共選で品質が統一されているということで市場からも非常に高い評価を受けているという状況でございます。

そういったことがございまして、次の7ページに販売品取扱高ということで、このようになっておりまして、この中で特にモモとキュウリについては全国のJA単位でいうと取扱高が日本一ということでやらせていただいている状況でございまして、去年のモモが81億円でございます。生産量としては福島市がトップなのですが、残念なことに福島市内の農家からは農協に半分程度しか出荷されてい

ないということで、出荷量としては、モモに関して言えば、伊達地区のほうがちよっと上回っているというふうな状況でございます。ただ、市町村レベルで福島市が第3位でありまして、1位、2位の山梨県内は年々生産面積が減っておりますので、やがて福島が日本一になる、そういう産地になるだろうというふうな見込みはしているというところでございます。それが大体これの7ページではおおよそこのようなことでふくしま未来としては販売が推移してきたというところで、果実が39%、蔬菜、キュウリとかを含めて21%等々から続きまして、昨年の場合ですと、畜産を除いてほとんどが高値の販売高ということで、価格がある程度高止まりしたということもございまして、300億円を超えたということですが、畜産のほうがよく少しずつ戻りつつあるというところですが、まだまだ飼料等の高騰によってかなり厳しい状況で、毎年廃業も相次いでおり、特に酪農についての廃業が多いということが現在の実情でございます。

また次に行きまして、自己改革ということで、一番は、8ページにありますように、農業者の所得増大、それから農業生産の拡大、それから地域の活性化ということで、この辺につきましては、2月の新聞にもちょっと掲載させていただいたと思うのですが、福島市長を囲む新春座談会の中でもちょっと申し上げたのですが、若者の定住化とか、そういったものについては私どもとしても新規就農者をいかに取り込むかということが大事だということの中から、農業所得が安定して、安心して農業が進めていけるという状況をつくりたいと、そのためにいろんな調査もしながらやっているというところでございますけれども、その辺については後ほどまた持続可能な農業への取組というところで説明をさせていただきたいというふうに思っております。

本来であれば、この2番の食料・農業・農村基本法改正についてということで申し上げるべきところが多いのだと思いますけれども、何せ法律的なものでございますので、それは皆様のほうがお詳しいだろうと思いますので、この中から、10ページはその改正のポイントということで、これは説明するまでもないかと思っております。

11ページのJAへの影響というか、求められる取組ということからいいますと、こういった中で1つは輸出の促進ということがうたわれております。そういう中で、いろいろ、JAが単独で現在輸出しているという状況ではないのですが、全農さんを通じての輸出ということでやっている中で、ここにもありますように、輸出に対して、まず輸送コストの問題、これは国内でもかなり輸送コストが高止まりしておりますので、当JAですと北海道から九州の長崎、福岡まで出荷をしておりますので、その辺の輸送コストということについても大変苦慮しながら発送しているという状況がございます。

また、輸出の場合ですけれども、実はおとし、大分台湾からの訪日客も増えている中で、台湾へのモモの輸出ということを検討させていただいたのですが、残念なことに私どもが使っております農薬の一部が台湾では禁止になっている成分が含まれているということで、ちょっと対応し切れないということがございました。ただ、国内でも青森のリンゴでしたり、山梨のモモなんかも台湾にも輸出

されているので、どういったことで対応しているのかということをお調べすると、園地ごとに国内向け、あと輸出向けということで、防除のときの使う農薬を替えながらやっているという状況にあるのですけれども、それを、では当JAの管内でやろうとすると、生産者の皆さんの理解がなかなか得にくいと。要するに1日の防除の中で薬を分けてやらなければいけない、また畑も、同じ畑ですと当然ドリフトといって飛散しますので、完全にシャットアウトできないので、畑を離れた畑で輸出向けの畑として確保しないといけないとか、そういった問題がありまして、台湾への輸出は今のところ対応ができていないという状況もございまして、やっぱりここにもありますように、各国に対しての農薬の基準というのがいろいろ違って、当然日本も禁止農薬が含まれていると輸入停止ということにもなりますので、そういったことでの対応が必要になってくるかなというところでございます。また、これは後ほどの機会でお話ししたいと思います。

あと、今スマート農業ということで、ドローンであったり、いろんな施設を使ってやっているところがだんだん含まれてきておりますけれども、国とかも言っていますように、どうしても大規模農家が対象になる傾向が多いということで、福島市を見ても、大規模というと大体2割程度の生産者の方ですので、残りの8割の生産者に対してどういうふうに対応するかと。また、平場で大面積であれば対応も可能なのですが、中山間地、小規模の園地が散在している中でどういうふうに対応していけばいいのかということについてちょっと考えないといけないなというところでございます。

また、当JAの生産者の平均年齢が69歳を超えているというところでございまして、正直言ってスマホも使えないという方もいらっしゃいますので、果たしてどれだけの方にスマート農業についてご理解いただけるか、そして導入していただけるかという部分も含まれるかなと。ただ、必ずしもスマホであったりパソコンの能力がなくても、例えば今福島市さんから支援をいただいている事業に自動の草刈り機というのがございます。それで大変園地がきれいになっている、あるいは飯坂地区ですと夜中に青い光を発しながら草刈りをするので、イノシシとか、そういった害もなくなっているというふうな報告も上がってきて、大分そういうイノシシを含め鳥獣害の被害を受けている園地の皆さんについては大分関心を持って導入が進められているというところでございます。

ただ、やっぱり福島市さんも我々も限られた予算の中ですので、募集をかけると1週間か2週間で予算がいっぱいになってしまうという現状がございまして。ということを含めた中でスマート農業についてどう進めていくかという、実際現場での課題というのが多く残っているなというのを我々が今考えているところでございます。

それから、3番目にあります経営安定、農業所得の向上ということについては、令和6年度、令和5年度の後半から、1年ほどかけまして、出荷している販売農家を中心として、場合によっては確定申告の書類まで提出していただいて、それぞれの作物について、どれぐらいの価格であれば農業が安定して、継続していけるかという調査もさせていただきました。まだ全部出そろっていないのですけれども、例えばモモでいえば1キロ当たり700円ぐらいが大体継続してやっていただける金額かなと。

残念ながら昨年の販売高ではまだ600円台でございますので、まだまだ農家のためにはちょっとまだ安いのかなと思います。

特に今米については、昨年コシヒカリの1等60キロで2万円という金額を出させていただきましたけれども、60キロ2万円というのは実に30年ぶりぐらいの価格でございまして、それまで60キロで1万2,000円ぐらいまで低迷していたという時期がございまして、その分も含めて米農家が年々減少してきたという実情がございまして。今回2万円、いろんな品種ございまして、平均すると1万8,000円ぐらいなのですけれども、それでようやく米農家が一息つけました。ただ、一息ついただけですので、この価格が数年続いてもらわないと、いろんな機械設備とかを導入している部分もありますので、廃業する農家が増えていくだろうということについて歯止めはかけられないかなというところで、消費者の皆さんからは米が高い、野菜が高い、いろいろ高いと言われてはいますが、それぞれの生産農家から見れば、やっと何とか自分の子供に受け継がせてもいい状況が見えてきたかなというふうな状態だということをぜひご理解いただきたいなと思っているところでございます。

それでは、次のページに行きまして、JAにおける具体的な内容について、持続的な農業は、先ほども申し上げましたように若者がどれだけやってくるかということで、福島市で69名の方が昨年に新規に就農されました。その中で私たちもまずいろんな取組をさせていただいている中で、1つはのれん分け方式という方式がございまして、これはある程度の規模の農家で技術も優秀な方のところに新規就農者の方を1年から3年ぐらいの間にそこで実際に作業していただきながら、技術と農業経営のノウハウを蓄積していただいて、その後独立して就農していただくというふうな取組でございます。

また、同様に、それぞれの地区で、農の達人ということで、長年の経験と高品質な生産をされている方をお願いをして、当然農協の職員に対してもそうなのですが、新規就農だけではなくて、地域の生産者の皆さんに対して、いろんな現場での指導であったり、座学であったりといったご指導をいただいているということでございます。

また、新規就農をはじめとして、担い手育成給付事業というの、パイプハウスを建てる場合の支援であったり、実際いろんな苗の支援であったり、多岐にわたるのですが、そういったものについて申請額の2分の1、50万円を上限として、ただパイプハウス等々ですと結構金額が高いので、1回200万円という上限を設けて、そのトータルで500万円以内という助成をしているところでございます。

今申し上げましたのれん分け方式についての支援については、次の14ページからということになりますが、大体、まず中央会と県と、県庁の隣にそういった新たな支援センターできておりますので、そういったところからのご紹介も受けながら、こののれん分けで取り組んでみたいという新規就農者を募集いたしまして、それぞれ受入れ農家に対して受け入れていただいて、そこで研修をしていただくという仕組みでございます。当然そういった研修期間中も一作業員として働いていただいているということもありますので、その辺からの報酬はいただいているということになります。農協からその

方たちに支援しているということではなくて、そういう場を提供して、提供した先から報酬を得ているということで、実際就農するときにはいろんな助成も含めて農協としても支援をするということで、まずは農業の生産をするにあたって必要な知識をまず身につけていただくというステップの取組でございます。

そういったことで、ちょっと次のページにも重複して書いてありますが、それぞれ県、それからJAグループ福島、それから農業振興公社とか、そういったところとのいろいろな協議の中で施策を進めているという状況でございます。

次のページに移りまして、これまでですけれども、のれん分けだけではなくて、独自に始まる方も、ふくしま未来の管内で新規就農は約92名の方がいらっしゃいますので、そういった方についての支援として、のれん分け以外に、それぞれの関係機関とのご協力も得ながら、特に営農指導員がかなり細かいところまで支援をしながら取り組んでいただくということでございまして、こういったことで次世代の確保ということでいろいろやらせていただいているという紹介が17ページ、18ページになろうかと思います。

そういう中で、今回、新規就農者の方もやっぱり新規就農のいろんな不安もお持ちなようなので、実は今日の午後から設立総会ということで、5年未満の新規就農者の方向けの新たな組織を立ち上げて、そういったことで新規就農者同士の交流も深めていただきながら、我々としてもいろんな支援をするにあたってその組織と協議をした中で必要な支援をしていきたいということで進めている内容でございます。

次の18ページ、19ページになりますと、新規就農者支援ということになってはいますが、必ずしも農の達人による指導会、講習会については、先ほど申し上げましたように、新規就農者だけではなくて、地域の生産者の方にもこういったことに参加をしていただいているということでございます。そして、先ほど300億円の時にも一応単価高ということに支えられたとは申しておりますけれども、当然選果にかけた場合、4段階なり5段階の段階で選果をされますので、中には8割ぐらいが特秀ということで出荷されている方もいらっしゃれば、3割、4割ぐらいの特秀比率になっている方もいらっしゃいます。全体的な底上げというか、レベルアップをすることによって、当然生産量が同じでも単価は上がってくるということで、そういった技術的な支援も、新規就農者だけではなくて、現在の生産者の皆さんにもそういった技術の向上といいますか、そういったものを図っていただいて、よりいいものを出すという取組をしたいということで今進めているところでございます。

そのほか、今まではどちらかというとある程度規模の大きい方とか、そういった担い手の方中心に営農指導も回っていたのですが、どうしても部分的にしか指導ができていないということで、もっと巡回について1か月当たりの件数もそれぞれ営農指導員に割り振って、最低限これだけのことで巡回して指導に当たるようにというふうなことで体制の強化も図っているところでございます。また、やはりどうしても地域の生産農家の皆さんとの交流と、またそういった皆さんのご理解もない

となかなか進めにくい事業もございますので、そういったことでやっておりまして、その中で一部、営農指導員としてもかなり経験を積んだ者をトレーナーとして、後輩の育成に当たるということでございます。

今現在農協としても1つ問題なのは、今非農家、もともと農家ではないところの出身の職員が増えておりまして、今半分以上になっているということで、実際農協の職員が農業現場を知らないというところが大分増えてきてまして、この辺も、福島市さんからちょっと遅れたのですが、職員に農業支援についてのアルバイトはしているよという制度を新たに設けたところでございまして、その辺は市長からも遅かったねと言われたところでございますけれども、福島市さんにちょっと先を越されてしまったというところでございます。

次のページは、ちょっとざっくりとしたことしか書いていませんけれども、やはり先ほど申し上げました平均年齢69歳ということで、ここの資料には書いてありませんけれども、昨年、1万ちょっとの件数の生産農家の方にアンケート調査をさせていただきまして、その中で福島市ですと5年後に大体2割ぐらいの方、10年後で4割以上の方が廃業するというアンケートに答えていただいているということなので、やはり一番は、その主な要因としては後継者がいないと。また後継者はいるのだけれども、農業収入が安定しないので、農業以外で生計を立てるよということで一般の会社に就職するという道を取らざるを得ないということも実情として挙げられておりますので、そういった中で農業に魅力を感じて参入していただける新規就農者をどういうふうに取り込んでいくかということで、これは福島市だけではなくて、市外から、県外からも興味を持って来てくださっている方もいらっしゃいますので、そういったところではもっとこういう取組をしているのだよと、またこういう支援があるのだよということをアピールしていきたいなと思っているところでございます。

それから、こういった中で、JAとしても新たな方策として、例えば育苗ハウス、田植が終わった後のハウスで、実は今人気のあるシャインマスカットをそこに植えて、設備の有効活用を図るという取組も始まっているところでございます。どうしても土地があってもハウスがあるので、ほかに使い道がないということで、有効活用して、少しでも所得のアップということにつながればというところの方策でございます。

また、昨年の場合、ちょうど凍霜害とかもなく、またモモとかナシの病害もほとんどなかったのですけれども、今年の場合、こういう天気なので、ちょっと凍霜害も今心配で、来週早々には対策本部も立ち上げて、対応に当たるというところで今やっているところでございます。

それから、カメムシが大変増えてきてまして、昨年の5月頃から茨城のほうの果樹農家からも報告は上がっていたのですが、だんだんとカメムシの被害が水稻だけではなくて、果樹のほうにも来まして、昨年のリンゴの場合ですと、当初計画していた6割程度しか農協に出荷されなかったです。温暖化のために全体的に果肉が軟らかかったことに加えてカメムシの被害があり、それぞれの生産農家が非常に苦労しながら出荷した結果、6割程度にとどまってしまったということです。カメムシ対策も早急

にやらないといけないということなのですけれども、このカメムシに使える農薬も、その品目ごとに国の登録が取れていないと使えず、当然それを使えば出荷停止になってしまいますので、そういった農薬の新規の取組、そういったものも早く国のほうから認可されるとありがたいなというところで、今やっているところでございます。

ちょっと急ぎになりますが、ちょっと飛ばしていただいて、その後、22ページのＪークレジットについては、実は当ＪＡの中で13名の方しか手を挙げていただけていないです。非常に取組要件が厳しいものですから、それだけしかいらっしゃらないということで、まだまだどうなのかなというところでございます。

最後になりますけれども、土壌分析センターというのを2月に立ち上げまして、これは全て東京農大の後藤先生なんかのお話も聞きますと、ほとんどの農地が過剰な肥料が施肥されているということで、大変今の肥料の価格も高騰している中で、それぞれの農家に対する肥料の低減といいますか、あと施肥の見直しによって負担を軽くしたいというふうなことから取組で、これまでも土壌分析については全農に出したり、民間業者に頼んではいたのですが、約1か月以上かかるということで、私どもが今回取り組んだものについては、農協の稼働日で10日以内には結果をそれぞれ農家にお知らせするというところで、当然そこに指導員も行って、一緒になって土作りをしていくというふうな取組でございまして、それがやっと始まったというところでございまして、ただ、24ページにこれだけの分析ができるというふうな分析点数の内容について書いてありますけれども、非常に費用が高いということでございまして、先週、福島市さんとの連携協定締結をさせていただいて、12市町村全部と締結させていただいたのですけれども、その中で、いろんな今までも助成とか補助をいただいていますけれども、この土壌分析に対しての助成も各市町村でやっていただけたところと、また回答いただけていないところと、様々なのですけれども、ぜひそういったことで農家の負担軽減のためにちょっとご理解いただいて、ご協力いただければという思いもございまして、よろしくお願いしたいと思っております。

そのほかいろいろありますけれども、残ったものについてはご覧いただいて、最後に福島市の今ありました包括連携協定を含めて、市長さんにも随分いろんなところでトップセールスをしていただいて、そこにミスピーチキャンペーンクルーも一緒に行って、私も九州には3日間行かせていただいたりということで、大変ありがたく思っています。特に8月になると、モモは九州に出ている8割程度が福島でございまして、当ＪＡでも福島市産のモモが九州に行っています。伊達のモモは残念ながら、北海道には行っていますけれども、九州には行っていないということなので、九州でモモといえば福島市ということでご理解いただいているというところでございます。

ほかにもいろいろあるのですけれども、内容については後ほどご覧をいただければと思いますので、私からの説明は以上とさせていただきます。

(根本雅昭委員長) ありがとうございます。

以上で参考人からのご説明、意見の開陳を終了いたします。

次に、質疑を行います。ご質疑のある方はお述べください。

(村山国子委員) ありがとうございます。

最後のところだったのですが、九州のほうには福島のものしか行っていないということだったのですが、JAさんが出荷するときに伊達のものも一緒にとはならないのですか。どのようにそういうすみ分けになっていますか。

(佐久間英明参考人) これは、合併前の新ふくしま農協、それから伊達みらい農協、それぞれが出荷先を選択しており、合併前から福島は九州に向けて出荷をしています。東京、大阪という大消費地では当然競合する部分もあったのですが、やっぱり昔から輸送コストとの関係で、伊達のほうは北海道中心、我々は九州へということで、合併前から、遠隔地についてはすみ分けをしていたといいますか、出荷調整していたわけではないのですが、そういったことで九州には福島だけということはいまだに続いているという状況です。当然量は十分ありますので。

(村山国子委員) すみません。あと、ちょっと分からないところがあって、22ページの右下の図だったのですが、左側の蓋になっているみたいな、ちょっと色がついているのが肥料ということなのか、何かここがちょっと分からないのですが、右のほうは酸素がよく含まれているというので、こういう土壌のほうがいいのだなというのは分かるのですが。

(佐久間英明参考人) このJークレジットというのは、二酸化炭素の量を減らそうという取組なので、土壌分析センター等々の施肥とか、そういったことではなくて、こういった取組をやって、水田の中干しを延長することによって水田から上がる二酸化炭素の量を減らしましょうということです。ただそれに取り組んだ場合、単位面積当たりこれだけの費用が支払われますよという取組なのですが、実に非常に要件が細かくて、なかなか一般の農家の方に参加できるような仕組みになっていないということもありまして、我々が推奨して、どうですかということではなくて、あくまでも生産者の方が手を挙げていただいて、そこに我々が申請のサポートをするということです。この間に、スマホでの申請ということなので、ちょっとその辺、先ほど申し上げましたスマホですとかパソコンが使えないという方についてはもう申請が最初からできないような仕組みで、当然これも代理店といいますか、そういった運営をしている会社がありまして、そちらがそういうふうなシステムでやっているものですから、我々としてはその中でサポートできる範囲でのサポートしかできないです。手を挙げて、要件が厳しいので、先ほど申し上げましたように、生産農家が2万軒、3万軒という中で、実に13名の方しか当JAの管内で手を挙げていただいていないというのが実情でございます。

以上です。

(村山国子委員) 収量的には特に問題はないけれども、そういう条件だということなのですか。

(佐久間英明参考人) 収量的には特に。ただ面積要件とか、大体これぐらいの面積がある方ではないと取組できませんよとか、いろんな制約があるものですから、なかなか難しいです。また、去年のよ

うに天候にも左右されますので、特に9月あたりはちょっと長雨で、稲刈りが遅れたということもあって、大分倒伏して、収量にも影響したということもありますので、なかなか、中干しを延長するということは当然それだけ水田の中に水があるということですから、稲刈りに影響があるということから、なかなかちゅうちょされる方が多いというふうに受け止めております。

以上です。

（白川敏明委員） どうもありがとうございました。

ちょっとモモの件なのですが、何日か前に福島県のモモの生産が過去最高というか、前年よりかなり増えたということでニュースあったのですが、福島市の場合はどうのような感じですか。

（佐久間英明参考人） 福島市そのものでは、おそらく50億円を超える生産量を持っていると思います。ただ、個人で贈答に回されたり、あとフルーツラインの観光農園なんかに出荷される生産農家もいらっしゃるのですが、福島市ですと十五、六億円、20億円いていないと思います。伊達市が25億円ぐらいいておりますので、そういったところで生産量は福島市のほうが多いのですけれども、JAとしての出荷量は伊達地区に負けているという状況でございます。

（七島奈緒委員） 説明ありがとうございます。

ちょっと僕はあまり知識がないもので、あれだったのですけれども、11ページで輸出に関して、農薬の一部が台湾の輸出に対して影響を受けているということだったのですけれども、これは、例えば福島だけに限らず、全国的にその農薬は使われているということなののでしょうか。

（佐久間英明参考人） 使用する農薬については、農林水産省から品目ごとに登録を取れている農薬が何種類かあるのですけれども、農薬ですと2回連続で使うと耐性ができてしまうとか、そういったことがあって、同じ種類も使い分けているということで、それについては各JAで、全国のいろんなJAがあるのですけれども、登録を取れているものの中から自分たちの取り組んでいる農産物に対して一番効果があるものということで年間、3月ぐらいから始まるのですけれども、そういった防除暦を作って、使っているということなので、全国的には同じモモの山梨とか福島、あとリンゴでいえば福島、青森、長野といったところでは若干使う農薬は違いがあるとは思いますが。

（七島奈緒委員） では、もしも、一部ということは、それを使わない方法もセレクトができれば、輸出も可能ということになるのですか。

（佐久間英明参考人） それは、あくまでも輸出する相手先でどれが認可されている農薬かを調べた上で、今の体系の中からこれとこれを切り替えたときにどういう影響が出るかということもやっぱり検証しないといけない部分もありますので、ちょっとそれまでには時間はかかるかと思います。取りあえず相手先で認可されている農薬が我々の防除の体系の中に含まれないものであればいいのですけれども、含まれているものしか、これしか使えない農薬があると、どうしても輸出対応は難しいかなという部分がございます。あくまでも農薬の認可という国の基準がございますので、それが直らない限りは使えないということでございます。

(七島奈緒委員) ということは、これはたまたま台湾の件で、こういう形ですけれども、ほかの国々でも、その国ごとの農薬だったりの問題が出てくるので、その都度、相手によって当然変わってくるということですよ。

(佐久間英明参考人) 実際モモですと、タイ、ベトナム、そういったところには輸出はしているので、やはりその国の基準にのっとったものであるということを確認した上で輸出の許可を得ているという状況でございます。

(後藤善次委員) どうもありがとうございました。

担い手の育成、あるいは達人からの伝承というのですか、そういう部分に新しい栽培方法、機械化に向けた木の植え方であるとか、デジタル化に向かってやりやすい農業も、育成の場、あるいは達人からの伝達の中で、若い人たちがこういうことなら農業に参入してみようかというような魅力になると言ったらいいのですか、そこに導入したくなるような、そういう栽培方法に変化をしていくということも一緒に学んでいくという機会もあるわけなのですか。

(佐久間英明参考人) その件に関しましては、今までの慣行栽培だけですと、どうしても限界が出てしまいます。また、最近の温暖化に対しても、今までどおりでいいのかということもありますので、その辺は県のほうの果樹試験場との連携もしながらやっていく必要があります。例えばリンゴですと、垣根のように、50センチ置きぐらいに苗木を植えていってという新しい作り方もあるのですけれども、一部にはそれを機械で収穫できるような開発も進められてはいるようなのですけれども、導入するまでにはちょっとその機械はまだ値段が高過ぎるかなというふうには見ております。

それから、既に高密度栽培については青森なんかでも随分進められておりますので、参考になるところは参考にしていこうということと、特に若い方から言われているのは、我々の注文書とか何かが全部今まで紙ベースなものですから、今どきもう紙ではないよねということも若手の方から言われていまして、スマホなりタブレットなり、そこから注文できるような、あといろんな農業の情報もそこで得られるようにしてほしいということで、今回私どもの組織を変更しまして、DXの推進課というのを本店の中に設けましたので、そういった新たな取組ということもこれからできていけるかなと思ってるところでございます。

(後藤善次委員) 中山間地も含めて、小規模にいろんなものをやっていらっしゃる方が結構点在しているというイメージがあるのですけれども、もう少し仕事をやりやすくする、この地域ではこんなものを作ってはどうかとか、この地域では今まではこういうものを作っていたけれども、この土地の利用の形態からいくと、こういうものでこういうふうにしたらいいいのではないかととかという将来に向けての福島市のこの地域はこういうふうにしていったほうが効率的にできるのではないかととかという、そういうものも今後皆さんの経験の中で方向性というのは、若い方が新しく始まるのであればこうしていったらいいいのではないのかというようなことも、中には教えていただくとか、そういうこともあり得るのですか。

（佐久間英明参考人）今の件については、例えば果樹で言っても品種がいろいろありますので、その品種構成を切り替えていって、温暖化に対して適切な時期に出荷できるような品種に切り替えていこうとか、今まではどっちかという福島市、平場も中山間地も同じような作物で推奨していたのですけれども、当然温度差もありますので、そういった気温に合った作付の仕方であったり、田植なんかについても若干遅く、今どうしても人手の関係で5月のゴールデンウィークにやる方が多いのですけれども、それを1か月ずらして作付すると高温対策になるとか、いろんなことが検討されていますので、まずは、今までやっていたものとまるっきり違う作物を作るという結構抵抗あるものですから、その中で品種を変えていこうということで、それぞれの時期に合わせた品種を推奨していって、まずその品種の切替え、そういったものをしていこうということです。モモでいうと、福島の主力のあかつきなのですが、かつてはお盆の頃のモモだったのですけれども、今7月でほとんどなくなってしまい、8月に入ると、次のまどかですとか川中島という品種に変わってしまうということなので、その辺の品種構成も変えていかないといけないとです。やはり品種構成を変えて、本当に消費者の皆さんから買っていただける時期に量を提供しないと農家所得にもなかなか関係していきませんので、そういった品種のまず在り方を変えていく、また平場とちょっと中山間地では品種を変えとか、時期を変えとか、そういった対応もしていかないといけないということで、まだちょっと具体的には進んではないのですけれども、そういった検討も始まっているということでございます。

以上です。

（羽田房男委員）羽田と申します。どうも大変ありがとうございました。

今ほど後藤委員からもありましたけれども、新規就農支援について、13ページのところで3点ほど取り上げていただいております。農の達人による技術の伝承ということで、18ページに移りますと、農の達人等による指導会、講習会ということで、令和5年度でいえば委嘱者が24名ということで、活動回数が113回ということですが、農業者平均年齢が69歳というふうに先ほどご説明がございましたが、この指導員、委嘱をされた方はどの程度の年齢構成になっているのでしょうか。

（佐久間英明参考人）ちょっと正確なところは分らないのですが、おおむね70代の方というふうにお考えいただければと思います。

（羽田房男委員）私北沢又に住んでおりまして、専業農家の方もいらっしゃいますが、この18ページの写真4枚ありますけれども、上のほうの左側の、このような風景で研修会、講習会をされている風景も何回か拝見したことがあります。活動回数が113回ということですが、この木を剪定のようにされている方が指導員の方で、あと後ろにお座りになっていたり立っていたりする方がその研修に参加した方々というような理解でよろしいのでしょうか。

（佐久間英明参考人）例えばこの枝を切っている姿が見えているかと思います。これが農協の指導員というよりは、農の達人の方がやっていて、後ろにいるのはそれぞれの生産者の方がそれを参考に、モモもいろんな形で、何々式という木の作り方がございまして、人によってはいろいろあるのですが、

大体おおむねこういうふうに、いい実をならせましょうということで指導をいただいています。あと、ついでになりますけれども、これ以外にも各農協の職員により、剪定から収穫まで、それぞれの畑で指導会をやっているという状況でございます。

（羽田房男委員） ありがとうございます。

ただいま佐久間参考人からご説明があったのですが、モモでも枝を引っ張って、広げるような形を作っている農家の方がいらっちゃって、やり方、方法がたくさんあると、ちょっとお聞きしたのです。そのようなやり方は珍しいのではないですかと言ったら、私はこういう方式を取っているのと言っていました。その方は、JAのOBの方なのですが、途中で退職をされまして、専業農家のほうに移ったという方なのですけれども、そういう技術を伝承することによって、後継農家、新規の方もいらっしゃいますけれども、そういう方の技術の向上というのはどういうふうに分析をされているのでしょうか。

（佐久間英明参考人） 木の作り方というのはそれぞれいろんな流儀があるので、基本は木の根元にどれだけ太陽の光を入れるかというのが基本ですから、同じ高さにそろえるにしても、ちゃんと根元まで光の入るような枝の作り方をしないと、暗くなってしまって、かえっていいものが取れないということになりますので、そのときはある程度の太い枝も、ここはカットしたほうがいいよという指導も当然入ります。あとは施肥の仕方、大体果樹の場合ですと、モモでいえば、その後、下に反射シートを敷くのですけれども、その反射シートを敷く時期も影響してきますので、そういったことでの指導も一応各営農センターのほうから各生産農家に毎月いろんな資料を渡して、この品種に対してはこの頃にこういう作業をしてくださいという連絡はしておりまして、大体はそれに従ってやっていただいていると、そこそこいけるかなというところでございます。

（羽田房男委員） 19ページのところでお尋ねをしたいのですが、営農指導員の育成という丸ポチ3つ目の、一番下、営農指導員のトレーナー配置によるということで、指導員の育成をされるということですが、どのような形でこの指導員のトレーナーを育成して、さらに、先ほど申し上げましたけれども、令和5年の委嘱者は24名ですが、これを増やすとか、あとは活動回数をもっと増やすと、113回から増やすとか、そういう取組の中身をちょっと教えていただけるとありがたいのですが。

（佐久間英明参考人） まず、営農指導員の育成ということなのですが、やはり指導員もだんだん年齢が上になってきまして、若手の指導員がいない、少ないということで、ある程度のベテランの指導員と一緒にいろいろな園地を回ってもらいながら、実際のこういう、例えば剪定の講習会等々に、トレーナーが直接手を出すのではなくて、若手のほうにトレーナーの指導を得ながら剪定をするとか、そういったことでの基本をまず覚えてもらいます。そういったことと、当然農の達人のところに指導員も行って、いろいろと情報をいただいた中で、今度それを一般の農家の皆さんに指導できるようにちょっとレベルを上げていくということも含めた対応でございまして、当然農の達人についてもまだまだ数は足りないのです。この24名といっても福島市でこれだけいらっしゃるわけではないので、当

J Aの管内で24名の方ですから、全地区を網羅できるだけの数はまだまだ少なく、本当は、3桁ぐらいの方がいらっしゃれば一番理想かなと思うのですが、やはりなかなかそれぞれの自分の仕事の関係もあって、受けていただけていないというところもあって、今のところ24名の方ですけれども、各4地区の中でそれぞれさらに増やそうとして今声をかけさせていただいている、そういう状況でございます。

（羽田房男委員）ありがとうございます。

最後に、カメムシの対策でもうちょっと詳細にお聞きしたいのは、私のところではたまに、去年、おとしぐらいまでは、洗濯物の裏についておって、何かうちの連れ合いに言わせると、何か臭いかなと思ったらカメムシだったのだよという話を聞いたのですが、今自宅の蛍光灯の間にもカメムシがいて、あっ、カメムシだななんていつて何回か私はテーブルの上に上がって取ったことがあるのです。先ほどご説明でもカメムシが大変増えていらっしゃるということで、農薬についても、国の許可とおっしゃったようなことなのですが、もうちょっと詳しくその辺をこのカメムシ対策についてお聞きしたいのですが。

（佐久間英明参考人）農薬の使用に関しては、出荷物に対しては大変規制が厳しいので、認可されている農薬を使わないと、全て、農協出荷の場合、検査で出荷停止になるということになりますので、その辺についてはいろんな指導会も含めて、この農薬以外は使わないでくださいということは徹底していますが、毎年気候とか何かによってちょっとずつ変わっていくものですから、中には去年使ったから、これ使えるだろうと思って使ってしまった、出荷停止になった方も中にはいらっしゃるという状況なのです。そういう農薬については、できるだけ農協のほうでも古い農薬は回収するようにはしているのですけれども、中途半端に口を切ったものと、なかなか私らも受けにくいというのがあって、ただ一般の家庭であつたり庭であれば、特にそういう規制はありませんので、畑では使わないで、自宅周辺でそういった薬を使っていたくのは何にも差し支えはないかと思えますけれども。ただあと、温暖化で越冬しているカメムシが非常に多いのです。それまでですと、大体冬の寒さでほとんど死んでしまつて、春先はほとんどいない状態だったのですけれども、どうもここ二、三年、越冬しているものが大分増えているのと、場合によっては風で飛ばされてきているなんていうことで、茨城県とか、あっちのほうからどンドン県境を越えて、こっちまで来てしまっているという部分もあるように聞いておりますので、ちょっとその対策にはまず一回寒くなってもらえるといいというぐらいしか対策のしようがないのですけれども。

（羽田房男委員）詳細な説明ありがとうございました。

以上でございます。

（根本雅昭委員長）時間もそろそろ予定時間になりますので、まだの方、大丈夫ですか。

（佐原真紀委員）説明をありがとうございました。

16ページなのですけれども、こういったお勧め品目のモデルなんかはあると思うのですが、私お知

り合いの方も何種類も、野菜も果樹も含めてやっている方もいらっしゃるし、果樹だけ何種類かをやっている方とかもいらっしゃいますけれども、現状、今新規の就農者の皆さんは最初に何種類取り組むとか、もう最初は一、二種類に限定して生産するというのもあるかと思いますが、現状どういった感じなのでしょう。最初から何種類もたくさん取り組む方もいらっしゃるのですか。

（佐久間英明参考人） 果樹に関しては、新規の方は非常に少ないです。これは、野菜とか何かですと、その年に作付して、その年に収入になるのですが、果樹ですとどうしても五、六年かかってしまいます。それでも新規で始まる方もいらっしゃるのですが、一番多いのはキュウリの新規栽培者でございます。特にやっぱり4地区に機械共選が導入されたということで、それまで個人で選別して出荷されていた方ですと、それこそ朝3時、4時から夜の10時ぐらいまでずっと収穫と選果、箱詰めということをやっていたということだったのですけれども、機械共選に出荷すると、出荷すれば終わりですから、夜の部分の時間が非常に有効に使えるということで、そちらの利用者が今6割から7割になってきているということで、特に若手の方、また新規就農の方については取り組みやすいのかなというところで考えております。

（佐原真紀委員） 同時に何種類も一気にやり始めるという方も多いのですか。

（佐久間英明参考人） キュウリですと1種類で、それだけの面積があればいいのですけれども、ほかの野菜類ですと、やっぱりその時期ごとだとかということでいろいろ考えて、私のところでもちょっと娘にやらせた部分が実はあるのですけれども、夏場にミニトマトを作ったハウスで冬場は野菜を作れと、そういった指導もしてやったり、それも1種類ではなくて、2種類ぐらいハウスの中で植えたらとか、いろんな相談を受けながら、どういった作物を作りたいのかという相談を受けた中で、これぐらいの規模であればこれぐらいの収入が得られそうだよというところで、最終的にはやられる方の判断になりますが、あまりちょっと計画に無理がありそうだなと思うときはちょっと修正させていただいたりというような対応はさせていただいています。ただ、あくまでも個人のやりたいものを作っていたらいい、その中でいろんな経験をしていただく中で、これはちょっと収益があまりよくないなとか、これならある程度収益見込めるなということでやっていただくしかないのかなというところもございます。

（真田広志委員） 今日はありがとうございます。

先ほど説明の中で、新規就農支援なども含めて、県の農業経営・就農支援センターなんかも令和5年より開所されたなんていう話だったのですが、例えば福島市なんかにおいてあぐりっしゅサポートパッケージだったりということで、そういった農業経営開始支援だったりとか、メンター事業だったり、そういったものの取組というものは市独自でもやっているというような説明を受けていて、特に福島市とJAさんにご協力を頼みながらいろいろ進めているのだというような説明あったのですけれども、先ほどの県の支援センターの話なんかはあんまり福島市のほうから説明がなかったのです。その辺のすみ分けだったりとか連携というのはこういった形でされているのかなという。

（佐久間英明参考人）実際のところ、この15ページの赤で囲ってある部分がございますけれども、それぞれの市町村との包括連携協定も結んでおりますので、そういったことでのJAと各市町村とでうまくやっていきましょうということでやっていますし、それに県とか、そういったところも入っていただいて、そういった進め方はしておりますけれども、県のほうのづくりが県と農協の中央会とが主体でつくっている組織なものですから、福島市さんとはちょっと距離があるのかなと思います。どういうふうな運営をお互いにやっているのか、当然意見の交換とかはされていると思うのですが、どうしても私たちは、例えば福島市の農政部さんと一緒にやるとかということが主体になりますので、あとサポートセンターのほうからこういった新規就農の相談があるのだけれどもというふうなことでのお話はいただいておりますけれども、具体的にどのように対応していくかというのは、農協とそれぞれの市町村とがこういったサポートセンターとの4者なりの面談の中で方向性を決めていくというやり方をさせてもらっています。

（真田広志委員）分かりました。それぞれの状況に応じて有利な支援だったりとか福島市でも単独の事業なんかもいろいろ進めてきているもので、そういったものも含めてしっかり連携を取りながら、その個々人に合わせた、状況に合わせた支援というものをしっかりやっていけるようになっていけばいいなという意味で、やっぱりそういった連携が必要だよななんていうことは福島市のほうには非常に申し上げさせていただいており、ぜひその辺をしっかりと連携していただきながら進めていただければなというふうなことで、よろしくお願ひしたいと思います。

（佐久間英明参考人）持続可能な農業への取組という点で、実は畑なり水田を任せたいという農家はたくさんいらっしゃるのですが、やりたい方とのマッチングというのを福島市さんもやられているのですが、一番問題なのは住宅なのです。畑と作業する物置は提供するけれども、住宅は私が住んでいるから、どこかから通ってくださいねというのが非常に多いものですから、そういったことでの住宅をどうするのかということですね。そういったことは、こういった中で市長さんにもお願ひはしている内容なのですが、なかなかやっぱり郊外になりますとアパートそのものがないということで、どうしても20分なり30分なり車で通って農業をやらなければいけないという部分があるものですから、そういった空き家もあれば、何とか提供していただけるような方策もお考ひいただければありがたいなと思っております。

（根本雅昭委員長）では、お時間大丈夫ですか。よろしければ、村山委員、最後に。

（村山国子委員）すみません、遅くして。最後のほうに、アンケートを取ったら、5年後は2割減って、10年後は4割減ってということで、10年後は6割になってしまうという、そういう衝撃的な数字を教えていただいたのですが、新規就農者が様々な取組で増えているとしても、アンケートではそういう結果が出るということで、今後の展望というか、何かありますか。

（佐久間英明参考人）人口の割合からすると、10年後に4割ぐらい減るという見込みはあるのですが、結構規模の大きい方が継続してやられており、今現在も大体2割の方で生産量の7割ぐらいを占めて

いるので、農業人口が4割減っても、生産量が4割減るということではないのです。ただ大きな規模でやっている方もこれ以上の規模拡大は難しいとおっしゃっている方が多いので、減ることは間違いないのですが、生産者が減る数ほどの出荷量の減少にはならないというふうに受け取っていただければと思います。

(根本雅昭委員長) それでは、そろそろお時間ですので、よろしいでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) それでは、以上で質疑を終了いたします。

この際、参考人に委員会を代表して一言御礼申し上げます。本日は本当にお忙しい中、私ども経済民生常任委員会の所管事務調査のためにご出席いただきまして、誠にありがとうございました。また、様々な貴重なご意見いただきまして、本日のご意見、そして質疑の内容、私どもの調査に大いに参考になる内容でございました。また、今後とも情報交換しながら私どもも調査進めてまいりたいと思います。本日は本当にお忙しい中、誠にありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前11時12分 休 憩

午前11時20分 再 開

(根本雅昭委員長) それでは、委員会を再開します。

参考人招致の意見開陳を行います。

本日の参考人招致に関するご意見をお伺いしたいと思いますが、ぐるっと一周でよろしいですか。

(白川敏明委員) 今日JAさんの話を聞いたのですが、確かにJAさんのほうも一生懸命やっっているとは思いますが、実際問題としては新規就農者の支援なんかはもう少し厳しいものがあるのかなと思ったりもしまして、市としてもやっぱり一緒に取り組んでいかななくてはならないなと思ったりしました。そしてあと農作物で、空いているときに別な品種を作りましようとか、そういう指導をなさっているということなのですが、例えばさっきのシャインマスカットというのが出てきましたよね。シャインマスカットは作るのが面倒そうなのです。この間もたまたま農家の方たちの話に交ざったら、そんな話になって、結局ブドウ類は本当に難しいらしいのです。だから、一概にシャインマスカットを作りますと推奨しても、指導はするのでしょうかけれども、それでやっていけるのかどうかという、その辺のことも考えながらやっていかななくてはならないのかなと思ったりもしました。

以上です。

(七島奈緒委員) 今日聞いたお話の中では、持続可能な農業、我々は最近結構物価高騰で野菜が高いという話をしていて、僕もそう思っていたところだったのですけれども、賃金のベースアップがしばらく農業に関して、物価高騰で野菜そのものの値段が上がることで、それが持続できるのであれば、営農しやすいことにつながる可能性があるという話を聞いて、なるほどなと思ったところでした。

以上です。

（後藤善次委員） 条例改正に向けての参考人招致という思いで今日はお話をお伺いしたのですが、さてどの部分が条例改正につながっていくお話だったかなという、ちょっと疑問点が残るところが正直ありました。JAさんがやられている制度については、さっき真田委員もおっしゃっていましたが、大体福島市が、既に手を入れている部分、あと角度としても、この部分が重要なのではないかなというところで、ポイントとしては福島市も行っているような制度なのかなというのを感じました。

それから、もう一つは、方向性として若者向けに政策をやっていきたいという思いがあったのですが、やはりこれからの機械化であるとかデジタル化に向けてのその取組というのは、何かちょっと弱かったのではないのかなという気がしました。スマート農業に対しての取り組み方というのかな、若者が魅力として近づいてきてくれるためのこれからの新しい農業というものに対して、もう少し何か変わった取組が聞けるのかななんては思っていたのですが、ちょっとそういう思いが残った、正直なところでございます。既成概念を払って、これからの新しい農業に対してしっかりと取り組んでいくためのポイントとして、これまでやってきた農業の基本となるもの、それを継承していくことは大事なことなのだというお話を今日は聞けたように思います。

以上です。

（村山国子委員） 最後のところで、就農人口は減っていくけれども、生産量はそうは減らないというふうになると、やっぱり大規模農家があるので、2割の大規模農家が支えていくみたいな感じになって、多様な農業が減っていくという懸念を持ちました。あと、11ページの基本法改正についての取組についての一番下だったのですが、例えば酪農なんかは減っているというふうに言ったのです。飼料なんかも上がっていて、実際所得が増えるかという、そうではないと思うし、話ではキュウリが共選の機械を用いたことによって50億円の売上げをやって、今度は60億円ぐらいになるだろうというふうに言っていますけれども、それもやっぱり一部の大規模の農家の所得が上がるだけで、多様な、小さい農家についてはなかなかそうにはならないのかなというふうに感じました。やっぱり日本ってこういう気候でもあるし、地域でもあるし、島国でもあるし、やっぱり多様な農業もやっていくことで私たちもいろんな野菜を食べられたりというのができるのかなというふうに思うので、ぜひそういうのにも言及していきたいなというふうに思いました。

以上です。

（佐原真紀委員） 今日お話をお聞きしまして、もう福島だけに限らず、日本全体ですが、地球全体ですが、温暖化での気候変動だったり、カメムシの問題もそういったのは関係してきますし、あとひょうの被害ですとか、そういったことにずっと対応し続けていく対策を取らなければいけないというのを改めて感じたのですが、それに対しての市からの補助とかも毎回変更していかなければいけないですし、でもそういった毎年気候や害に合わせての対応を縦のつながりと横のつながりで、こ

うやって皆さん話し合いながら進めていけているのは本当に素晴らしいなと感じました。

以上です。

（羽田房男委員） J A未来さんについては、令和6年度の販売高が300億円から330億円に大きく伸びるのですよというご説明があって、基本法の関係で言って、J Aへの影響、求められるもの、取組ということで、この辺はもっと詳細にお聞きしたかったなというふうに思います。ただ、感想としては、11ページの丸ポチの3つ目ですけれども、経営安定、農業所得向上ということで、米が非常に値上がりをしているということですので、1俵、いわゆる60キロ2万円、大体私もそのぐらいの価格で昨年は買わせていただきました。近所から買っているのですが、30キロ、いわゆる1袋を1万800円ということで買ったのですが、そういう価格とか農業の営農の安定というところも、以前説明あったときに、稼げる農業、食える農業というふうに説明がありましたように、そういうところも具体的に本市の条例改正の中で入れ込めたらいいのかなんていうような思いをしながらお聞きしておりました。ただ、農の達人が福島地区で24名ということで、福島市内だなというイメージがずっとあったのですが、地図を見ると川俣町まで入っていたので、これではなかなかJ Aさんも指導となりますと大変なのかなんていうような感想を描きました。

以上でございます。

（真田広志委員） 今回の参考人の趣旨は、やっぱり基本法改正を受けてどのように条例改正を行っていくかというところから考えていくと、若干その部分があまり聞けなかったのは少し残念だなという感じがいたしました。ただ、逆に言うと、J Aさんも今まで基本法改正に向けて様々な国、関係機関に対しての申入れを行ってきた、そういった立場であるから、なかなか現段階で改正を受けて、即座にこういったことを取り組んでいるというようなことにつながる話ではないのだろうと、なのでやはり現状お答えしづらいところは多分たくさんあるのだろうというのには理解したところです。現状で我々持続可能な農業についての話までの意見開陳はもう既に実は終わっていて、委員長報告も終わっている段階において、その部分の参考人の選定というものはもう少ししっかり考えたほうがいいのではないかなというような感想を正直受けました。そうはいっても、今までの取組などを含めて感じたところを国等に対してJ Aさんでも申し入れてきた、そういった意味で今までの取組の中での課題なんかも含めて、いろいろ今回話をしてくださったのだと思うのです。そうした中で、やはり福島市の現在の取組なども今まで聞いてきたわけだけれども、県も同じような取組をしていて、それぞれの支援策というのは講じているわけなので、例えば、スマート農業なんかも含めてなのだけれども、新規就農支援なんかも福島市独自の支援なんかも行っているの、今回県のほうでも支援センターを立ち上げた、そこにはJ Aさんも関わっているということなので、そういった連携の在り方なんかもちょっと今お聞きしたかったのです。実際には4者面談もやっているということも資料のほうにはちゃんと書いてあったので、その辺どういうふうな形でやっているのか、またそれぞれの現状なんかもお聞きしたかったのですが、何かちょっと4者面談の話がちょっと出てこなかったの、その部分、

市当局なんかからも改めてちょっとしっかりと聞いていきたいなというところはありませんでした。それから、今就労年齢が平均で69歳なので、なかなかスマホも扱えないのでなんていう話も参考人のほうからあったけれども、そういった現状を受けながら、どういうふうにこれからスマート農業、スマート化に向けて取り組んでいくかということも1つ重要な話ではあるかと思うのだけれども、確かにそういったところに対しての前向きな話があまりちょっと聞けなかったのはちょっと残念だなという感じはしました。

取りあえず以上です。

（二階堂利枝委員）私も今回農協の方の話を聞いて、今どんどん農家の方がやめていくというのは、農業について世界的に日本がちょっと遅れているということもあり、農薬が台湾の基準で駄目というのは、日本は農薬をすごく使っているというのが今世界的にもちょっと問題になっていて、アメリカとか、世界基準では農薬を使わない方向で農業を進めていますよね。そして土壌問題とかもあったのですけれども、土も、有機栽培とかで土も悪くしないで、未来のために持続可能な農業をやっているということなので、担い手不足とか、そういうことというのは、農薬とかを使わないで、有機野菜で作っていききたいという若者たちが結構今増えてきているので、そういった方たちの意見も聞きながらやっていくということを福島市が先進的に取り組んでいけば、農協のほうとかも、どんどんついてきてくれるのかなって思いました。農協の職員さんの半分以上が農家、農業を経験したことがないというふうにおっしゃっていたので、農業を経験した方がこういう取組を分かっていると、農業というのはそんなに簡単なものではないので、こういう熟練した方が動けなくなる前に、次の方にいろいろ知恵とかを、一緒に考えていって、農薬の問題とか、でもそうはいってもこれは使わなければならないとか、本当に今やらないともう手後れになってしまうことがたくさんあると思うので、そういうことを福島市が本当に協力しながら、次世代につなげていくような農業ができればいいかなって改めて思いました。

以上です。

（根本雅昭委員長）それぞれ皆さんからご意見いただきました。課題を解決するためにどうしたらいいのかというところで、今後条例改正に向けて動き出していきたいと思っておりますけれども、いずれにしてもJAさんとでしたら、今市でもセンシング技術を使って、圃場の状況を把握して、そういう情報を共有して、分析して、そういった各団体や農家さんに還元をしたりといったことも重要なのではないかなというふうに感じた次第でございます。

また、最後のほうに住むところについての問題提起もございましたけれども、そういった今いただいた内容を今後正副委員長手元で整理させていただきまして、調査のまとめの際にお示しさせていただきたいと思っております。

さらに皆さんからございますか。よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) それでは、なければ、意見開陳は以上といたします。

次に、当局説明についてを議題といたします。

正副委員長手元で当局説明案を作成いたしましたので、ご覧いただければと思います。同じフォルダの当局説明というファイルになりますので、よろしくお願いいたします。ご覧いただきながら、まず調査日時についてですけれども、今年、令和7年の3月27日午後3時の協議会開催終了後を予定しております。説明が30分、質疑を30分程度見込んでおります。

次に、場所は第3委員会室の予定でございます。こちら同じ部屋になります。

3番目に、聴取内容については記載のとおりとなります。

最後に、4番目として、当局の出席者は農政部職員を予定しております。

以上が正副委員長案でございますけれども、ご意見ございましたらお願いいたします。よろしいですか、このように進めさせていただきます。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(根本雅昭委員長) それでは、異議ございませんので、そのように進めさせていただきます。

では、経済民生常任委員会をこれで終了いたします。

午前11時40分 散 会

経済民生常任委員長 根 本 雅 昭